

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

令和3年4月16日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長職務代理 同副本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月5日から5月11日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和3年4月5日から5月5日までとする。
- ・京都府及び沖縄県については、令和3年4月12日から5月5日までとする。
- ・東京都については、令和3年4月12日から5月11日までとする。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるとときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について

(個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)

ステージIV

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な状態

(主な目安)

- ・病床のひっ迫具合
(最大確保病床50%)
- ・週当たり新規報告数 (25人/10万人)
- ・直近週>先週

ステージIII

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

(主な目安)

- ・病床のひっ迫具合
(最大確保病床20%)
- ・週当たり新規報告数 (15人/10万人)
- ・直近週>先週

ステージII

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

緊急事態措置

=全国的かつ急速なまん延を抑えるための対応

範囲：原則、都道府県単位

講じうる措置：事業者に時短要請～休業要請(命令、過料(30万円))
住民に外出自粛要請
イベント開催制限～停止 など

↑ 6指標を総合的に評価し、**ステージIV相当**で宣言

6指標を総合的に評価し、**ステージIII相当**となる場合に解除 (ステージII相当以下に下がるまで必要な対策を段階的に実施)

まん延防止等重点措置

=特定地域からのまん延を抑えるための対応

範囲：原則、区画や市町村単位

講じうる措置：事業者に時短要請(命令、過料(20万円))
住民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことの要請
イベント開催制限 など

↑ 一部地域における感染の急拡大を封じ込め
ることが目的であり、**ステージIII相当である他、感染拡大の状況を勘案して適用**

↓ 措置を実施している区域の感染状況が都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準か等を踏まえて終了

一般的な要請(罰則なし)

※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするために、必要な支援となるよう努める。